

札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 後
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させる</u>ことができる。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p> <p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (現行のとおり)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(11)</u> (現行のとおり)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (現行のとおり)</p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ</p>

った場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3・4 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(7) (略)

(新設)

(新設)

- (8)・(9) (略)

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、第32条の規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係

った場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) (現行のとおり)
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第243条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3・4 (現行のとおり)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(7) (現行のとおり)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

- (10)・(11) (現行のとおり)

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、第32条の規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧

者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5)～(7) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 前項第3号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(訪問介護員等の員数)

第48条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 (現行のとおり)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)～(4) (現行のとおり)

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6)～(8) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) (現行のとおり)

(2) 前項第3号から第8号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(訪問介護員等の員数)

第48条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (現行のとおり)

(削る。)

(11) (現行のとおり)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)
(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事させることができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、管理者を当該指定訪問介護事業所の職務に従事させることができる。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)～(7) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (現行のとおり)
(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事させることができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、管理者を当該指定訪問介護事業所の職務に従事させることができる。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (現行のとおり)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(7)～(9) (現行のとおり)

<p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第3号から<u>第5号</u>までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日 (管理者)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (現行のとおり)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 前項第3号から<u>第6号</u>までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日 (管理者)</p>
<p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (現行のとおり)</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第60条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第60条の19 (現行のとおり)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p>

(新設)

(3)～(7) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日
(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあり他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(8) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日
(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2・3 (現行のとおり)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) (現行のとおり)

(記録の整備)

第60条の37 (現行のとおり)

2 指定療養通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)～(3) (現行のとおり)

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(8) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号及び第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第2号及び第4号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 (略)

(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させ、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある

(5)～(9) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号及び第9号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第2号及び第4号から第8号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 (現行のとおり)

(利用定員等)

第66条 (現行のとおり)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、若しくは他の事業所、施設等の職務に従事させ、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び他の本体事業所等の職務に従事さ

他の本体事業所等の職務に従事させることができる。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)・(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下この条及び第80条第2項第1号において「認知症対応型通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(7) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

せることができる。

2 (現行のとおり)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (現行のとおり)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(7)・(8) (現行のとおり)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下この条及び第80条第2項第1号において「認知症対応型通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2～5 (現行のとおり)

(記録の整備)

第80条 (現行のとおり)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(8) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日
(従業者の員数等)

第83条 (略)
2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)
(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅

(2) 前項第3号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日
(従業者の員数等)

第83条 (現行のとおり)
2～5 (現行のとおり)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

7～13 (現行のとおり)
(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅

介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができる。

2・3 （略）

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) （略）

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(6) （略）

（新設）

(7)・(8) （略）

（新設）

介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2・3 （現行のとおり）

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) （現行のとおり）

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) （現行のとおり）

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) （現行のとおり）

（利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討する

(新設)

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「認知症対応型共同生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～11 (略)

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等

ための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「認知症対応型共同生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (現行のとおり)

(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、認知症対応型共同生活介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき認知症対応型共同生活介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～11 (現行のとおり)

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させ

<p>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。</p>	<p>ることができる。</p>
<p>2・3 (略) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p>	<p>2・3 (現行のとおり) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p>
<p>第118条 (略)</p>	<p>第118条 (現行のとおり)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (現行のとおり)</p>
<p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護従業者</u>その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>介護従業者</u>その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>認知症対応型共同生活介護従業者</u>その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>認知症対応型共同生活介護従業者</u>その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
<p>8 (略) (管理者による管理)</p>	<p>8 (現行のとおり) (管理者による管理)</p>
<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、他の指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、他の指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第124条 (略)</p>	<p>第124条 (現行のとおり)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての<u>介護従業者</u>（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法</p>	<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての<u>認知症対応型共同生活介護従業者</u>（看護師、准看護師、介護福祉士、法</p>

<p>第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより<u>介護従業者</u>の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより<u>認知症対応型共同生活介護従業者</u>の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第126条 (略)</p>	<p>第126条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者又は認知症対応型共同生活介護従業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院し</u></p>

2・3 (略)

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17(第5項を除く。)、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者のうち当該本体施設の職員に相当する者を置かないことができる。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である病院 介護支援専門員

(3) (略)

8～10 (略)

(新設)

た後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (現行のとおり)

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17(第5項を除く。)、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数)

第131条 (現行のとおり)

2～6 (現行のとおり)

7 第1項第1号、第3号及び第4号の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者のうち当該本体施設の職員に相当する者を置かないことができる。

(1) (現行のとおり)

(削る。)

(2) (現行のとおり)

8～10 (現行のとおり)

11 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「数」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

<p>(管理者)</p>	<p>ウ <u>緊急時の体制整備</u> エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> オ <u>地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> (2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u> (3) <u>利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> (4) <u>利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> (管理者)</p>
<p>第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p>
<p>第148条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第148条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> (1) <u>利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は地域密着型特定施設従業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p>
	<p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p>

(新設)	4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興</u>
	<u>感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
(新設)	5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関</u>
	<u>である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応</u>
(新設)	6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関</u>
	<u>に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該</u>
	<u>指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>
2 (略)	7 (現行のとおり)
(準用)	(準用)
第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17(第5項を除く。)及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17(第5項を除く。)、 <u>第100条及び第107条の2</u> の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
第153条 (略)	第153条 (現行のとおり)
2～8 (略)	2～8 (現行のとおり)
9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員のうち当該本体施設の職員に相当する者を置かないことができる。	9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員のうち当該本体施設の職員に相当する者を置かないことができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (現行のとおり)
(4) <u>指定介護療養型医療施設である病院 介護支援専門員</u>	<u>(削る。)</u>
(5) (略)	(4) (現行のとおり)
10～15 (略)	10～15 (現行のとおり)
第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p>	<p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>イ・ウ (現行のとおり)</p> <p>(7)・(8) (現行のとおり)</p> <p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>(緊急時等の対応)</p>
<p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(管理者による管理)</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、<u>1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p>
<p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(協力病院等)</p>	<p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p>
<p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、<u>あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、<u>あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合において、指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。</u></p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>時確保していること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17(第5項を除く。)の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17(第5項を除く。)及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第189条 (略)</p>	<p>第189条 (現行のとおり)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研</u></p>

5 (略)

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17(第5項を除く。)、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数等)

第193条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事させることができる。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

修を受講するよう努めなければならない。

6 (現行のとおり)

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17(第5項を除く。)、第107条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数等)

第193条 (現行のとおり)

2～6 (現行のとおり)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (現行のとおり)

(削る。)

(4) (現行のとおり)

8～14 (現行のとおり)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2・3 (現行のとおり)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

<p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当かつ適切に行うこと。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居室において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当かつ適切に行うこと。</u></p> <p>(2)～(6) (現行のとおり)</p> <p><u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)～(12) (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p>
<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、<u>第107条及び第107条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>

現 行	改 正 後
<p>(管理者)</p> <p>第207条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支</p>	<p>(管理者)</p> <p>第207条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支</p>

<p>障がない場合は、管理者を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>障がない場合は、管理者を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>2 (略) (利用定員等)</p>	<p>2 (現行のとおり) (利用定員等)</p>
<p>第210条 (略)</p>	<p>第210条 (現行のとおり)</p>
<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス事業等</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第211条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、若しくは<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させ、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>第211条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、若しくは他の事業所、施設等の職務に従事させ、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び他の本体事業所等の職務に従事させることができる。</p>
<p>2 (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>2 (現行のとおり) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第217条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第205条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第217条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第205条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (現行のとおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>
<p><u>(10)～(13)</u> (略)</p>	<p><u>(12)～(15)</u> (現行のとおり)</p>

(従業者の員数等)

第219条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第220条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・

(従業者の員数等)

第219条 (現行のとおり)

2～5 (現行のとおり)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

7～13 (現行のとおり)

(管理者)

第220条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

<p><u>随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができる。</u></p>	
<p>2・3 (略) (身体的拘束等の禁止)</p>	<p>2・3 (現行のとおり) (身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第225条 (略)</p>	<p>第225条 (現行のとおり)</p>
<p>2 (略) (新設)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>
<p>(準用)</p>	<p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (準用)</p>
<p>第226条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第89条から第91条まで、第95条、第96条、第100条から第105条まで、<u>第107条及び第108条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</u> (従業者の員数)</p>	<p>第226条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第89条から第91条まで、第95条、第96条、第100条から第105条まで<u>及び第107条から第108条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</u> (従業者の員数)</p>
<p>第232条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第232条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p>

- (1) (略)
- (2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護予防認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～11 (略)
(管理者)

第233条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。

2・3 (略)
(身体的拘束等の禁止)

第236条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行

- (1) (現行のとおり)
- (2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護予防認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護予防認知症対応型共同生活介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～11 (現行のとおり)
(管理者)

第233条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2・3 (現行のとおり)
(身体的拘束等の禁止)

第236条 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行

<p>うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護従業者</u>その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>介護従業者</u>その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(管理者による管理)</p>	<p>うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護予防認知症対応型共同生活介護従業者</u>その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>介護予防認知症対応型共同生活介護従業者</u>その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(管理者による管理)</p>
<p>第237条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは他の地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>第237条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは他の地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p>
<p>第238条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17(第5項を除く。)、第100条、第103条、第105条、第115条から第117条まで及び第123条から第128条までの規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第238条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17(第5項を除く。)、第100条、第103条、第105条、<u>第107条の2</u>、第115条から第117条まで及び第123条から第128条までの規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>

現 行	改 正 後
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第243条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第13条(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、第116条第1項(第238条において準用する場合を含む。)、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するも</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第243条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第13条(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、第116条第1項(第238条において準用する場合を含む。)、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するも</p>

のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (現行のとおり)